

# 岩国市ロゴマークの使用について

令和 7 年 4 月 1 日  
岩国市シティプロモーション課

本市のシティプロモーションを推進するため、岩国市ロゴマークについては下記によりご使用いただけます。

## 1 使用手続き

- 岩国市ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ「岩国市ロゴマーク使用届出書」を提出してください。
- 市が実施する事業に使用するときは、届出書の提出を省略することができます。

## 2 使用の禁止

- 次のいずれかに該当するときは、岩国市ロゴマークを使用することができません。
  - ・「岩国市ロゴマーク使用マニュアル」に定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
  - ・法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - ・特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
  - ・その他使用が不適當を認められるとき。

## 3 使用料、使用期間

- 岩国市ロゴマークの使用料は無料です。
- 岩国市ロゴマークの使用期間は原則無期限ですが、岩国市ロゴマークに変更が生じたときは使用を中止していただく場合があります。

## 4 使用上の遵守事項

- 岩国市ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。
  - ・岩国市の指示する条件に従うこと。
  - ・譲渡又は転貸しないこと。
  - ・「岩国市ロゴマーク使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

## 5 内容の変更・追加

- 届け出た内容から変更が生じる場合や追加で使用する場合は、新たに岩国市ロゴマーク使用届出書を提出してください。

## 6 使用状況の報告等

- 岩国市ロゴマークの使用状況について、報告を求める場合や実地調査を行う場合があります。

## 7 使用の中止等

- 岩国市ロゴマークの使用が、「岩国市ロゴマーク使用マニュアル」に定める内容等に違反していると認められるときは、使用の中止を求める場合があります。

## 8 責任の制限

- 岩国市ロゴマークの使用を中止した場合において、使用の届出を行ったものに損害が生じても、市はその責任を負いません。
- 岩国市ロゴマークを使用したものが、岩国市ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負いません。